

時価情報

時価情報（第151期中（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券 (単位：百万円)

		平成26年9月期（平成26年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	7,502	7,534	32
	その他	2,000	2,034	34
	外国債券	2,000	2,034	34
	小計	9,502	9,568	66
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	2,340	2,328	△11
	その他	1,000	988	△11
	外国債券	1,000	988	△11
	小計	3,340	3,316	△23
	合計	12,842	12,885	43

2.その他有価証券 (単位：百万円)

		平成26年9月期（平成26年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,587	1,999	588
	債券	146,051	144,300	1,751
	国債	78,153	77,027	1,125
	地方債	50,856	50,301	554
	短期社債	－	－	－
	社債	17,041	16,970	70
その他	41,899	38,480	3,419	
外国債券	7,248	7,000	248	
	小計	190,538	184,779	5,758
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,900	2,416	△516
	債券	582	583	△0
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	582	583	△0
その他	5,176	5,378	△201	
外国債券	5,176	5,378	△201	
	小計	7,659	8,377	△718
	合計	198,197	193,157	5,040

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、該当がないため行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(平成26年9月30日現在)
満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(平成26年9月30日現在)
その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

平成26年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	平成26年9月期（平成26年9月30日現在）
評価差額	5,040
その他有価証券	5,040
その他の金銭の信託	－
(△) 繰延税金負債	1,782
その他有価証券評価差額金	3,257

時価情報（第150期中（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券 (単位：百万円)

		平成25年9月期（平成25年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	5,450	5,472	22
	その他	2,000	2,002	2
	外国債券	2,000	2,002	2
	小計	7,450	7,475	25
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	4,035	4,022	△12
	その他	1,000	885	△114
	外国債券	1,000	885	△114
	小計	5,035	4,907	△127
	合計	12,485	12,382	△102

2.その他有価証券 (単位：百万円)

		平成25年9月期（平成25年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,756	1,296	459
	債券	106,279	105,626	653
	国債	42,290	41,905	385
	地方債	36,590	36,369	221
	短期社債	－	－	－
	社債	27,398	27,351	46
その他	27,237	24,356	2,880	
外国債券	2,086	2,000	86	
	小計	135,273	131,279	3,993
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,755	3,107	△351
	債券	36,879	36,964	△84
	国債	12,414	12,481	△67
	地方債	18,655	18,666	△10
	短期社債	－	－	－
	社債	5,809	5,816	△6
その他	15,176	15,862	△686	
外国債券	11,605	12,210	△604	
	小計	54,811	55,934	△1,123
	合計	190,084	187,214	2,869

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、該当がないため行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(平成25年9月30日現在)
満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(平成25年9月30日現在)
その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

平成25年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	平成25年9月期（平成25年9月30日現在）
評価差額	2,869
その他有価証券	2,869
その他の金銭の信託	－
(△) 繰延税金負債	1,017
その他有価証券評価差額金	1,852